

消防計画作成チェック表（事業所用）

☐ 防災管理義務対象物〔該・否〕

☐ 自衛消防組織〔該・否〕

☐ 統括防火管理義務対象物〔該・否〕

☐ 統括防災管理義務対象物〔該・否〕

作 成 す る 内 容		必要 項目	作 成 チェック	備考
1	目的と適用範囲	◎		
2	管理権原者の責任及び防火管理者の業務	◎		
3	火災予防上の自主検査	◎		
4	防火対象物及び消防用設備等の点検	◎		
5	従業員の守るべき事項	◎		
6	放火防止対策	◎		
7	工事等における安全対策	◎		
8	防火・防災教育	◎		
9	訓 練	◎		
10	消防機関への連絡、報告	◎		
11	防火管理業務の一部委託	▲		
12	自衛消防組織	▲		
自衛消防隊の編成及び任務等				
13	A 事業所自衛消防隊を編成する場合	◎		
	B 防火対象物自衛消防隊を編成する場合	◎		
14	震災対策	◎		
15	大規模テロ等に伴う災害対策	※		
16	その他防火管理上必要な事項	◎		
17	避難経路図の掲示	◎		
別表 1－1	自主検査表（日常）	◎		
別表 1－2	自主検査表（定期）	◎		
別表 2	防火・防災管理業務の一部委託状況表	▲		
別表 3	自衛消防訓練通知書	◎		
別表 4	オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト	○		
別表 5	施設の安全点検のためのチェックリスト	○		
別紙	防火・防災の手引き	▲		
その他				

- （備考）
- ◎印は、消防法第 8 条第 1 項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
 - 印は、事業所防災計画を作成する上で定めることが望ましい項目である。
 - ▲印は、該当する場合に定める項目である。
 - ★印は、統括防火管理義務対象物に該当する場合に定める項目である。
 - ※印は、消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 1 項に定める防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
 - 作成チェックは、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成に当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。
 - 〔 該 ・ 否 〕 の欄は、どちらかを○で囲む。
 - 事業所の実態に合わせて作成した別表・別記・別図については、別表等の空欄に記入する。

消防計画

統括防火管理〔 該 ・ 否 〕

_____年_____月_____日作成

1 目的と適用範囲

この計画は、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ_____部分に勤務等する者は、この計画を守らなければならない。

2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

(1) 管理権原者の責務

- ア 管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- イ 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

(2) 防火管理者の業務

- ア 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- イ 火災予防上の自主検査の実施又は監督
 - 消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の検査・点検を実施又は監督し、不備欠陥事項のある場合は、改修を図る。
- ウ 防火対象物の法定点検及びその立会い
- エ 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- オ 改装工事等の立会い及び安全対策の樹立
- カ 火気の使用、取扱いの指導、監督
- キ 収容人員の管理
- ク 従業員に対する防火・防災教育の実施
- ケ 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- コ 管理権原者への提案や報告
- サ 放火防止対策の推進
- ※シ 防災管理の法定点検の立会い
- ス 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は監督
- セ 防災設備及び避難施設等の検査・点検の実施と不備欠陥箇所がある場合の改修
- ソ 地震発生時における家具類の転倒・落下・移動の防止措置
- ★タ 統括防火管理者への報告
 - 全体についての消防計画に定められている事項について変更があるときは、統括防火管理者に報告する。

3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表 1－1、1－2 に基づき実施する。

	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表 1－1			
別表 1－2			

★不備欠陥事項の改修は、全体についての消防計画に基づく責任範囲により管理権原者が行う。

4 防火対象物及び消防用設備等の点検

- (1) 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検について、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。
- (2) 防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
- (3) 防火管理者は、点検結果の記録を「防火管理維持台帳」に編冊して、整備し保存する。
- (4) 点検時以外で、不備を発見した場合についても計画的に改修する。
- (5) その他

5 従業員の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行うこと。
- (4) 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃すること。
- (5) 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃すること。
- (6) ガス機器を使用中はその場を離れないこと。その場を離れるときは、火を消してから離れること。
- (7) その他

6 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。
- (4) その他

7 工事等における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。

- (5) その他

8 防火・防災教育

- (1) 別紙「防火・防災の手引き」を活用し、従業員・新入社員等に必要の都度、教育を行う。
- ▲(2) 統括管理者及び告示班長並びに防災センター要員の資格管理については、全体についての消防計画に定める。
- ▲(3) 管理権原者は、「自衛消防技術認定証」の資格を有する者の育成を計画的に推進する。
- (4) その他

9 訓練

- (1) 実施内容等

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。	おおむね____月
部分訓練	消火・通報・避難誘導等を個別に行う訓練	おおむね____月と____月

- (2) 訓練通知について

訓練を実施する場合は、別表 の「自衛消防訓練通知書」を用いて作成し、事前に大和市消防長へ通報する。

10 消防機関への連絡、報告

- (1) 消防計画の変更の届出 _____
- (2) 用途変更等により、防火対象物の内容を変更するときの「防火対象物使用開始届出」 _____
- (3) 防火対象物、消防用設備等の点検結果を消防署長に報告 _____
- (4) 改装工事を行うときの「工事中の消防計画」 _____
- (5) 消火、避難訓練を実施する際の通報 _____
- (6) 自衛消防組織設置（変更）届出 _____
- (7) その他

▲ 1 1 防火管理業務の一部委託（有・無）

防火管理に関する業務の一部を、別表 2 のとおりに委託する。

▲ 1 2 自衛消防組織

(1) 管理権原者の責務

- ア 管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織を設置及び運営し、共同してその責任を有する。
- イ 管理権原者は、全体についての消防計画を遵守する。
- ウ 管理権原者は、共同して統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させるものとする。

(2) 自衛消防組織の協議会及び統括管理者

- ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営は、全体についての消防計画に定める。
- イ 自衛消防組織の統括管理者の選任及び責務は、全体についての消防計画に定めた内容によるものとする。
- ウ 統括管理者は、全体についての消防計画に定める業務を行う。

事業所自衛消防隊を編成する場合

13-A 事業所自衛消防隊の編成及び任務等

★▲事業所自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となるものとする。

★▲事業所自衛消防隊は、管理権原が及ぶ範囲を担当するが、防火対象物自衛消防隊長の命令により、防火対象物全体で活動するものとする。

事業所自衛消防隊

事業所本部隊

管理権原者 []

事業所自衛消防隊長

[]

事業所自衛消防隊長の代行者兼副隊長

1 []

2 []

通 報 連 絡 (情 報) 班

[]

[]

[]

初 期 消 火 班

[]

[]

[]

避 難 誘 導 班

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

災 害 等 発 生 時 の 任 務

- (1) 非常ベルを鳴らす。
- (2) 119 番通報及び防災センターへ連絡する。
- (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。

警戒宣言が発せられた場合の任務

- 情報収集担当とする。
- (1) テレビ、ラジオ等により、情報を収集する。
 - (2) 事業所自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。

- (1) 避難路を確保し、水バケツ、消火器等を使用して初期消火する。
- (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。

- 点検担当とする。
- (1) 担当区域の点検を行い、転倒落下防止等の被害防止措置を実施する。

- (1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。
- (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。

- 災害等発生時の任務と同じ。
- (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。
 - (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。

防火対象物自衛消防隊を編成する場合

13-B 防火対象物自衛消防隊の編成及び任務等

防火対象物自衛消防隊

防火対象物本部隊

管理権原者 []

防火対象物自衛消防隊長

[]

防火対象物自衛消防隊長の代行者兼副隊長

1 []

2 []

通報連絡(情報)班

[]

[]

[]

初期消火班

[]

[]

[]

避難誘導班

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

[]

災害等発生時の任務

- (1) 非常ベルを鳴らす。
- (2) 119 番に通報する。
- (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。

- (1) 避難路を確保し、水バケツ、消火器等を使用して初期消火する。
- (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。

- (1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。
- (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。

警戒宣言が発せられた場合の任務

- 情報収集担当とする。
- (1) テレビ、ラジオ等により、情報を収集する。
 - (2) 事業所自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。

- 点検担当とする。
- (1) 担当区域の点検を行い、転倒落下防止等の被害防止措置を実施する。

- 災害等発生時の任務と同じ。
- (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。
 - (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。

14 震災対策

(震災に備えての事前計画)

- (1) 防火管理者は、別表1-1「自主検査表(日常)」に基づき、点検、検査を行い、従業員は、防火管理者の指示に従い、火災予防措置、避難施設の維持管理等を実施する。
- (2) 防火管理者は、別表1-2「自主検査表(定期)」に基づき、建築物及び建築物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。
- (3) 防火管理者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の落下、転倒及び移動防止の措置を別表4のチェックリストを活用して実施する。
- (4) 防火管理者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。
- (5) 防火管理者は、火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。
- (6) 管理権原者は、法令基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。
- (7) 防火管理者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者(以下「従業員等」という。)が建物から安全に避難できるように、別表1-2「自主検査表(定期)」に基づき、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。

また、避難場所及び避難方法を確認しておき、火災等の危険が予想される場合は、適切に避難を実施する。

避難場所： _____

避難方法： _____

- (8) 管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。
また、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的実施する。
- (9) 管理権原者は、別紙1「防火・防災の手引き(新入社員用)」又は別紙2「防火・防災の手引き(従業員用)」に準じて、従業員に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。
- (10) 管理権原者は、周辺地域の事業所及び住民等との連携及び協力に努める。
- (11) 警戒宣言が発せられた場合の措置は、次のとおりとする。
 - ア 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容を事業所内の者に伝達する。
 - イ 防火管理者は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。
- (12) 管理権原者は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を従業員に周知するものとする。
- (13) 管理権原者は、従業員等の一斉帰宅を抑制するため、次の措置を講じる。
 - ア 震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知するものとする。
 - イ 震災時に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所(施設内待機場所)を確保するものとする。
施設内待機場所・・・ _____
- (14) 防火管理者は、鉄道等交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、従業員等に適宜伝達する。

(震災時の活動計画)

- (1) 地震時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保すること。

- (3) 震災時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおりとする。
- ア 地震時、火気使用設備器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
- イ 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。
- (4) 管理権原者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等が流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊の組織を活用して応急の措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。
- (5) 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して初期救助・救護を実施する。
- (6) 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底するとともに、混乱を防止するために建物内にいる在館者に適切な指示を行う。
- (7) 在館者等を広域避難場所_____へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- (8) 管理権原者は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。

(施設再開までの復旧計画)

- (1) ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。
- (2) 震災後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- (3) 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
- (4) 管理権原者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから立入禁止区域や避難経路を従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。

※ 15 大規模テロ等に伴う災害対策

- (1) マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検を行う。
- (2) 大規模テロ等に伴う災害時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を增強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (3) 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
- (4) 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。
- (5) 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。
- (6) その他

16 その他防火管理上必要な事項

17 避難経路図の掲示

- ※ 建物（使用部分）の平面図及び避難経路
- ※ 避難経路図は別添でも結構です。

別表 1-1

自主検査表（日常）____月

検査実施者_____

日	曜 日	検 査 項 目							
		避難通路等の 物品の有無（避 難施設の維持 管理）	ガス器具 のホース の老化・ 損傷	電気器具 の配線老 化・損傷	火気使用 設備器具 の異常の 有無	吸殻 の 処理	倉庫等 の施錠 確認	終業時 の火気 の確認	その他（トイ レ内の可燃 物・ゴミ箱等 の確認）
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

(備考) 検査を実施し、良の場合は、○を不備のある場合は、×を即時改修した場合は⊗を付する。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

防火管理者
確 認

別表 1－2

自主検査表（定期）

実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所					確認結果
建 物 構 造	(1)	柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(2)	天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。			
	(3)	窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆ りみ、著しい変形等がないか。			
	(4)	外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上 がり等が生じていないか。			
避 難 施 設	(1)	避難通路 ① 避難通路の幅員が確保されているか。			
		② 避難上支障となる物品等を置いていないか。			
	(2)	階段 階段室に物品が置かれていないか。			
	(3)	避難階の避難口 ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。			
		② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。			
		③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。			
火 気 使 用 設 備 器 具	(1)	厨房設備 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。			
		② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。			
		③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2)	ガストーブ、石油ストーブ ① 自動消火装置は適正に機能するか。			
		② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電 気 設 備		電気器具 ① コードに亀裂、老化、損傷はないか。			
		② タコ足の接続を行っていないか。			
		③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
そ の 他	危険物 ① 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ② 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ③ 整理整頓状況は適正か。				
検査実施者氏名		検査実施日		防火管理者確認	

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は⊗を付する。

なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。

▲別表２（防火・防災管理業務を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

再受託者の有無		☐ 無 ☐ 一部有 ☐ 全部		通報承認	☐ 無 ☐ 有（承認番号○○○○○○）		
防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕							
氏名（名称） 住所（所在地） 担当事務所（電話番号） 所在地 電話番号 〔教育担当者氏名〕 〔講習等種別・番号〕 〔教育計画〕		受託者が再委託する場合記入					
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法	常駐方法	範囲	☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など） ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		☐ 同左		
			☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 救出・応急救護 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 自衛消防訓練指導 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ その他（ ）		
	方法	方法	常駐場所				
			常駐人員				
			委託する防火対象物の区域				
			委託する時間帯				
	巡回方式	範囲	☐ 出火防止業務（火気使用箇所の点検など） ☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		☐ 同左		
			☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 救出・応急救護 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 自衛消防訓練指導 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ その他（ ）		
		方法	方法	巡回回数			
				巡回人員			
				委託する防火対象物の区域			
				委託する時間帯			
				通報登録番号			
	遠隔移報方式	範囲	☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務		☐ 同左		
☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動			☐ 同左				
☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）			☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左				
☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 救出・応急救護 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）			☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左				
☐ その他（ ）			☐ その他（ ）				
方法		方法	現場確認要員の待機場所				
			到着所要時間				
			委託する防火対象物の区域				
			委託する時間帯				

（備考）「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

（注） 通報登録番号とは、即時通報など自動通報等の登録会社として、大和市消防本部の承認を受けた際の登録承認番号をいう。

自衛消防訓練通知書

年　月　日

大和市消防長　　 あて

防火管理者
職・氏名_____

防火対象物の所在地						
防火対象物の名称					用途 (項別)	項
事業所の名称等					用途 (項別)	項
実 施 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分					
訓 練 種 別	1 消火訓練 2 通報訓練 3 避難訓練 4 総合訓練 5 その他（ ）					
参 加 人 員	名	連絡先	TEL	担当者 氏 名		
訓 練 概 要						
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			
第 号			【１１９番通報する際の注意点】 ０４６－２６１－１１１９へ電話してこれから 通報訓練を実施することを伝えてください			

※欄は、記入しないで下さい。

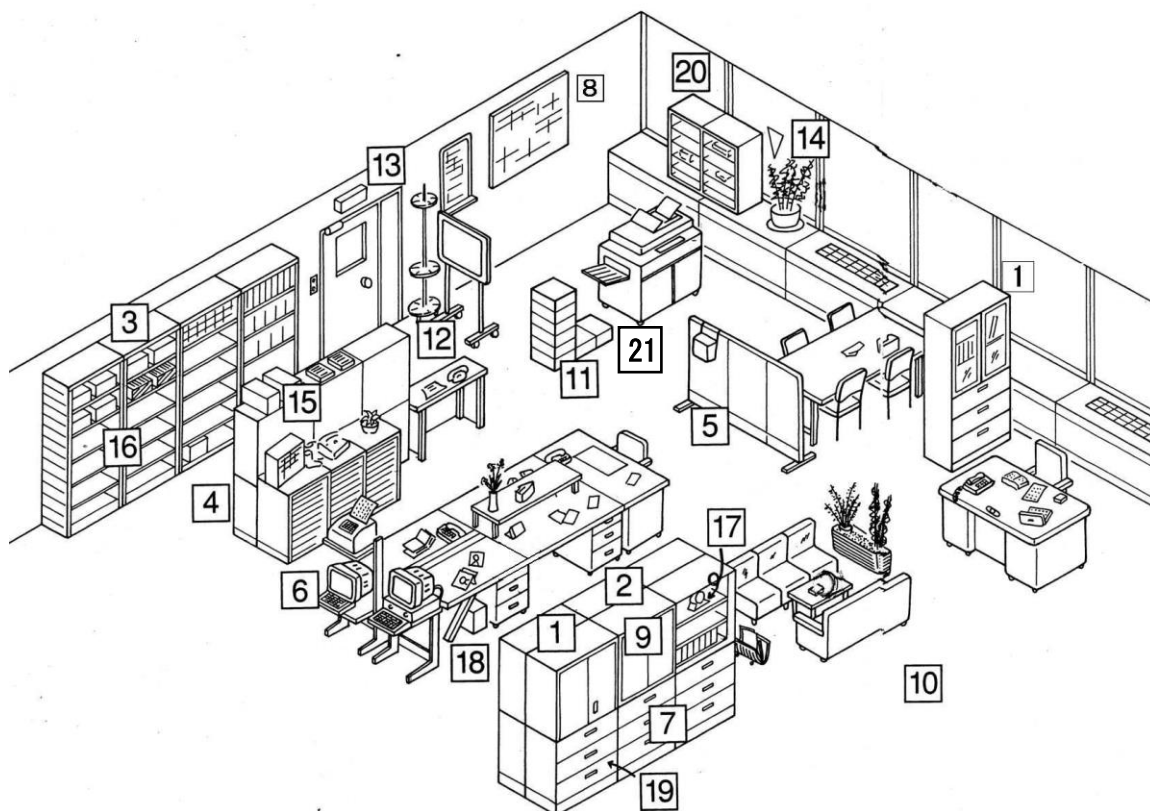
実施日の1週間前までに通知して下さい。

FAXによる通知可 FAX262-0119 消防本部予防課査察指導係宛

- ・副本返信：希望 ・ 希望しない ・職員派遣：希望 ・ 希望しない
・消火器貸出：希望 ・ 希望しない ・119番通報：希望 ・ 希望しない

別表 4

オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策チェックリスト



項 目	チェック
1 背の高い家具を単独で置いていない	
2 安定の悪い家具は背合わせに連結している	
3 壁面収納は壁・床に固定している	
4 二段重ね家具は上下連結している	
5 ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、床に固定している	
6 O A機器は落下防止してある	
7 引出し、扉の開き防止対策をしている	
8 時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している	
9 ガラスには飛散防止フィルムを貼っている	
10 床につまずきやすい障害物や凹凸はない	
11 避難路に物を置いていない	
12 避難路に倒れやすいものはない	
13 避難出口は見えやすい	
14 非常用出入口に障害物はない	
15 家具類の天板上には物を置いていない	
16 収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない	
17 危険な収納物（薬品、可燃物等）がない	
18 デスクの下に物を置いていない	
19 引出し、扉は必ず閉めている	
20 ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない	
21 コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている。	

別表 5

施設の安全点検のためのチェックリスト（例）

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、又は陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、又は変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、又は変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、又はひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	じゅう器等	じゅう器（家具）等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者又は消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（あふれている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

別紙

(例) 防火・防災の手引き（新入社員用）

〔消防計画について〕

_____の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
消火器が設置されている場所を自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気使用設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる。）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

(例) 防火・防災の手引き (従業員用)

〔消防計画について〕

当該事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡 (情報) 班 ()
- 2 初期消火班 ()
- 3 避難誘導班 ()
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか ()
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか ()

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気使用設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理 (水の入ったバケツに捨てる) を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物 (シンナー、ベンジンなど) を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持っていきましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119 番通報します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口 (出入口) を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕